

# 第459回岩手海区漁業調整委員会議事録

令和8年4月27日

岩手海区漁業調整委員会



## 第459回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和8年3月27日（金）
- 2 開催年月日 令和8年4月27日（月）午前10時30分から午前11時18分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館 大会議室
- 4 出席者  
委員（10名）  
亙理 榮好 委員、砂田 光保 委員、畠山 康男 委員、天野 勝文 委員、熊谷 正樹 委員、  
平井 俊朗 委員、菊地 敏克 委員、小林 洋介 委員、大村 文雄 委員、山崎 義広 委員  
[欠席5名：島田 悦作 委員、斎藤 千加子 委員、小川原 泉 委員、菊地 克昌 委員、  
川戸道 達三 委員]  
岩手県（17名）  
照井農林水産部長、森山技監兼水産担当技監、工藤技術参事兼水産振興課総括課長、藤  
原漁業調整課長、鈴木振興担当課長、中野特命課長、熊谷主任主査、前川技術専門幹、  
遠藤技師、阿部技師、佐々木技師、阿部水産技術センター所長、佐藤県北広域振興局水  
産部長、野澤大船渡水産振興センター所長、野呂漁業取締事務所長、小川宮古水産振興  
センター所長、佐々木沿岸広域振興局水産部水産振興課長  
事務局（3名）  
遠藤事務局長、藤原事務局次長、渡邊主任  
傍聴者（0名）  
報道関係者（1名）
- 5 委員会の議事  
第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）  
第2号議案 定置漁業に係る漁業権の免許について（諮問）  
第3号議案 定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について  
第4号議案 定置漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について
- 6 その他
- 7 委員会の経過  
遠藤事務局長  
それでは定刻となりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願い  
いたします。  
亙理会長  
ただ今から、第459回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。  
開催に当たりまして一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただき、本当にありがとうございます。また、県からは、照井農林水産部長をはじめ、関係職員に出席をいただき、御苦労様でございます。

さて、本日、御審議いただく議案は、県からの諮問2件と、委員会指示2件となっております。よろしく御審議のほど、お願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶といたします。

#### 遠藤事務局長

どうもありがとうございました。

次に、本日、御臨席をいただいております岩手県農林水産部の照井部長から御挨拶をいただきたいと存じます。

#### 照井農林水産部長

皆様、お疲れ様でございます。この4月から、佐藤部長の後任として、農林水産部長に就任しました照井と申します。前職は農政担当技監で、水産業務に携わらせていただいたのは平成16、17、18年度に流通課におりまして、当時はサケが多く獲れていたため、水産物の輸出をさせていただきました。震災の頃は、復興政策の関係として、復興計画の策定、平成26年には農林水産企画室の復興特命課長として、108の県漁港の復旧に携わらせていただきました。引き続きお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

また、年度当初からの地震、津波、大槌の山火事など自然災害等がありますが、被害に遭われた方にお見舞い申し上げます。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報が出されておりますので、引き続き留意いただければと思います。

第459回岩手海区漁業調整委員会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

初めに、亘理会長をはじめ、委員の皆様方には、日頃から、本県の水産業の振興に多大なる御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災津波から15年が経過し、沿岸地域の基幹産業であります水産業は、着実に再生に向けた取組を進めている一方で、水産業を取り巻く環境は、漁業就業者の減少に加え、海洋環境の変化等による水産資源の減少や、国際情勢の不安定化による燃油・資材価格の高騰など、大きく変化している状況と受け止めております。

県では、本県水産業の再生と持続的な発展に向けまして、関係機関・団体と連携しながら、サケなどの主要魚種の資源回復や、ウニ等の増加している資源の有効利用、サケ・マス類の海面養殖などの新たな漁業・養殖業の導入の取組を進めているところであります。

これまで、サケの資源回復に向けましては、北海道からの種卵確保に努めているほか、大型で遊泳力の高い強靱な稚魚の放流を行っており、今後も、粘り強く取り組んでいくことにしています。

また、ウニ資源の有効利用につきましては、蓄養の取組が16地区で行われているほか、サケ・マス類の海面養殖においては、今年度9地区で、昨年度を上回る約4千トンの生産が計画されるなど、取組が広がっているところであります。

こうした取組を更に進化させるため、先月、新たに、藻場の再生と海業の推進の取組を加えた「不漁に打ち勝つ！シン・岩手県水産業リボーン宣言」を行ったところであり、今後とも、水産業の真の再生を目指しまして、関係機関・団体と一丸となって取り組んでいきますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、本県の漁業生産力の発展と秩序ある操業に向け、引き続き、各漁業の調整や水産資源の管理、利用などについて、幅広い御意見・御提案をいただきますよう、お願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

#### **遠藤事務局長**

どうもありがとうございました。

次に、職員の紹介をさせていただきます。本日は、令和8年度最初の委員会となりますので、議事に入ります前に4月1日付けで異動となった職員を紹介させていただきます。

異動者名簿は、「会議次第」の次にございますので、御覧ください。初めに、知事部局職員について、工藤技術参事兼水産振興課総括課長から、紹介をお願いいたします。

#### **工藤技術参事兼水産振興課総括課長**

それでは、知事部局の職員について、お手元の名簿で御紹介いたします。

【以下、名簿により知事部局職員を紹介】

以上でございます。

#### **遠藤事務局長**

ありがとうございました。続きまして、海区漁業調整委員会事務局の職員について、私から御紹介いたします。

【以下、名簿により事務局職員を紹介】

異動職員の紹介については、以上でございます。

なお、先ほど御挨拶をいただきました照井農林水産部長におかれましては、業務の都合により、ここで退席されますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

#### **亘理会長**

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、島田 悦作委員、斎藤千加子委員、小川原泉委員、菊地克昌委員、川戸道達三委員の5名が欠席でございますが、10名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会 会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。

議事録署名委員として、砂田委員と、小林委員をお願いいたします。

#### **亘理会長**

それでは、第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

## 遠藤事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第1号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります、県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の8ページ以降に抜粋して整理してございます。初めに8ページを御覧願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則、第4条第1項第1号の「あわび漁業」が対象でございます。

資料11ページを御覧願います。漁業法の抜粋ですが、漁業法第42条第1項では、都道府県知事は、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の規則で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないこと、また、第3項には、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが規定されてございます。

それでは、1ページを御覧願います。令和8年4月9日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。

その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておまして、結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2ページ以降に、対象となる漁業の制限措置の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

## 藤原漁業調整課長

岩手県水産振興課の藤原と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは、第1号議案、知事許可漁業の制限措置等について、県から御説明いたします。恐れ入りますが、以降、着座にて御説明させていただきます。

初めに、資料6ページをお開き願います。知事許可漁業の制限措置等の設定についてでございますが、知事許可漁業とは、知事が漁業調整のため漁業者又は使用する船舶について制限措置を講ずる必要があると認める漁業のことで、知事から許可を受けないと営むことができないものでございます。なお、許可の有効期間は漁業種類によりますが、通常1年から3年となっております。

この知事許可漁業の許可申請の募集に当たっては、知事は許可すべき船舶や漁業者の数など、制限措置として定め、その内容を予め公示することとされております。その制限措

置として、上段の表の着色した項目、上から漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業者の資格等がございます。

今回お諮りするのは、(3)の2つ目の表、操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類のうち、漁業時期が到来する2 あわび漁業でございます。今回の諮問の対象となる漁業にかかる制限措置について御説明しますので、次の7ページをお開き願います。こちらに記載しております、2制限措置のうち、許可及び起業の認可をすべき船舶等の数についてを御覧ください。

(1)繁殖期あわび漁業については、岩手県漁業調整規則で採捕禁止期間とされている3月から10月に、種苗生産用のあわびの親個体を採捕することを目的として操業を行うものでございます。当該漁業については、種苗生産を実施しております業界団体等の意見を踏まえ、宮古管内2件、大船渡管内2件の計4件の許可枠を公示しようとするものでございます。

ただ今御説明しました内容を反映させた公示案を、資料2ページから5ページに、示しておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

#### 互理会長

ただ今、第1号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

(「ありません」の発声あり)

#### 互理会長

御意見等がなければ、お諮りします。

第1号議案、知事許可漁業の制限措置等について、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

#### 互理会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議のない旨、答申することに決定いたします。

---

第1号議案終了

---

#### 互理会長

続きまして、第2号議案「定置漁業に係る漁業権の免許について(諮問)」を上程します。事務局から説明をお願いします。

#### 遠藤事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第2号議案、定置漁業に係る漁業権の免許について（諮問）。要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第70条の規定により、定置漁業に係る漁業権の免許について、当委員会の意見を求められているものでございます。

本議案につきましては、令和7年11月4日開催の第456回委員会において、県が作成した海区漁場計画の変更案を、公聴会において意見を聴く案件とすることに決定した後、同年12月15日に、公聴会及び第457回委員会を開催して審議し、海区漁場計画の変更案について異議のない旨を答申しております。

その後、県では海区漁場計画を決定、公示し、その公示に基づき、漁業権を取得しようとする者から、県に免許申請がありましたことから、免許するに当たり、知事からの諮問があったところでございます。

知事からの諮問の根拠となります、漁業法の規定につきましては、資料の4ページに抜粋して整理しております。4ページを御覧願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、漁業法第69条第1項で、漁業の免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならないこと、第70条で、前条第1項の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことが規定されており、これが知事からの諮問の根拠となっております。

1ページを御覧願います。令和8年4月17日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は議案と同じでございます。本文では、漁業法の規定により、別紙に記載する者から免許申請があったので、委員会の意見を求めることが記載されております。

2ページ以降に、適格性審査資料等を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

#### **藤原漁業調整課長**

県水産振興課藤原でございます。それでは、定置漁業に係る漁業権の免許について、県から御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、以降着座にて御説明をさせていただきます。

初めに、免許申請の状況でございますが、資料の1ページをお開き願います。こちらは諮問書の写しになりますが、本文の下に、記、として免許申請の状況を表に整理しております。今般は、定置漁業の公示番号定第214号、「三丁目漁場」1件の申請について、諮問させていただくものでございます。

三丁目漁場につきましては、令和6年3月の漁業権一斉切替えにおいて免許された定第204号、秋三丁目漁場の放棄を受けて、同一区域に漁業時期を周年として漁場計画を作成・公示していたもので、放棄以前の秋三丁目漁場において、休業中の漁業許可に基づいて2シーズン、操業実績のある萬漁業株式会社から、令和8年4月13日付けで免許を

受けた旨の申請書の提出があったものでございます。なお、当該漁場計画に対する申請は同社のみで、競願はございません。

県は、この申請につきまして、漁業法の規定に基づき、申請者の適格性を確認し、本日、海区漁業調整委員会の意見をお伺いした上で、免許の判断をするものでございます。

それでは、適格性の審査に関連する漁業法の規定について御説明いたしますので、4ページをお開き願います。まず、中ほどにある第71条でございますが、免許をしない場合として、第1項で、次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない、として、第1号から第4号に具体的な内容が示されております。第1号は、申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき、という規定でございますが、これにつきましては、後ほど第72条の条文を確認しながら御説明させていただきます。

次の第2号では、海区漁場計画の内容と異なる申請があったとき、とありますが、今回の申請につきましては、公示した内容に合致した内容となっていることを確認しております。

次の第3号では、漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき、とあります。申請者は、現在、釜石地区の両石湾北側に位置する、「ほっちょうか漁場」の免許を受け操業しており、今般、諮問させていただいている「三丁目漁場」を取得すると、2つの漁場の漁業権を有することになりますが、地域漁業団体との調整を踏まえた申請となっております。同社の他に申請する者がいないという状況でございますので、不当な集中には当たらないものと判断しております。

最後、第4号では、漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき、とありますが、これについては県が漁場計画を作成する段階で既に調整済みですので、問題はございません。

以上のとおり、今般の申請につきましては、第71条第1項の第2号から第4号に規定されている免許をしない場合には、該当しないことを確認しております。

次に、第71条第1項第1号の、申請者が次条に規定する適格性について、御説明いたします。定置漁業は個別漁業権に該当しますことから、免許の適格性は、同条第1項の第1号から第4号までが要件となります。

要約しますと、第1号は、漁業又は労働に関する法令を遵守しない者、第2号は暴力団員等である者、第3号は法人の場合は、その役員や使用人が第1号や第2号に該当する者、第4号は暴力団員等によって事業活動が支配されている者、これらに該当する申請者は適格性を有しないという規定となっております。

今般の免許申請につきまして、これらの適格性要件を確認し、整理しておりますので、2ページをお開き願います。表の左から順に、申請者名、海区漁場計画の公示番

号、漁場名を記載し、その右側には、先ほど御説明した漁業法第72条第1項各号の確認欄を設け、その右に適否を記載してございます。

申請者である萬漁業株式会社は、既に適格性を有する団体として、先ほども御説明しました、ほっちょうか漁場を経営しているほか、放棄以前の秋三丁目漁場について、適格性を有する者として休業中の漁業許可を受けて操業していた実績がございます。

また、今回の申請においても、知事あてに法第72条第1項の各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面が提出されておりますことから、適格性要件を満たしているものと判断し、適と記載しているものでございます。

漁業法の規定に基づいた免許申請者の適格性の確認につきましては以上でございます。定置漁業の免許申請につきまして、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 亘理会長

ただ今、第2号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の発声あり)

#### 亘理会長

はい、ありがとうございます。第2号議案について、免許申請者に免許することが適当である旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、免許申請者に免許することが適当である旨、答申することに決定いたします。

---

#### 第2号議案終了

---

#### 亘理会長

続きまして、第3号議案、「定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

#### 藤原事務局次長

海区委員会事務局の藤原です。それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降着座での説明とさせていただきます。

第3号議案、定置漁業の保護区域の設定に関する委員会指示について、要旨、令和8年5月1日付けで漁業権の免許が予定されている定置漁業について、当該漁業を保護するため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、保護区域を設定しようとするものでございます。

委員会指示を発動する根拠法令となる漁業法につきましては、8ページを御覧ください。漁業法第120条、ゴシック・アンダーラインの部分ですが、海区漁業調整委員会は、水産

動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる、となっております。以上を根拠に令和8年5月1日付けで免許が予定されている定置漁業について、免許申請者からの要望を踏まえ、保護区域を設定するものでございます。

次に4ページを御覧願います。これは、令和6年3月1日付で出されている大型定置漁業の保護区域を設定する委員会指示でございます。7ページを御覧願います。参考として表に整理しておりますとおり、大型定置につきましては、令和6年3月1日及び令和8年4月3日、小型定置につきましては令和5年9月1日付けで保護区域を設定する委員会指示を発動しております。

今回は、太線で囲っている部分になりますが、第2号議案で御審議いただきました、5月1日付けで免許となる定第214号に係る保護区域の設定について、御審議いただくものでございます。

それでは、3ページを御覧願います。上の図は、一般的な定置網の模式図を示しております。保護区域を設定するにあたって基点となる手前の元地、左右の台、胴張りの沖側の浮子の位置を図示しております。併せて下の図では、定置漁業の保護区域の模式図をお示ししておりますが、網がけの部分が保護区域となります。

なお、保護区域の定め方については、模式図で御説明します。まず、定置網の周囲、白抜き部分が、免許が予定される漁場の区域を示しております。その外側を囲む網がけの部分が保護区域でございます。この区域は、定置網・身網の左上に表示しております「左側の沖側の台」から漁場別に定める距離の点アを通るア線と、反対の右側の沖側の台から、漁場別に定める距離の点イを通るイ線、それから図の中央、上の胴張りの沖側の浮子から漁場別に定める距離の点ウを通るウ線を定め、ア線、イ線、ウ線及び、元地の位置となる点エを通るエ線に囲まれた区域が保護区域となります。

それでは、2ページを御覧願います。今般、定置漁業の保護区域を設定するに当たり、免許申請者から、提出のありました要望を整理したものでございます。表の項目は、左から、公示番号、漁場名、時期、旧漁場の点ア、点イ、点ウの距離、今回要望のありました点ア、点イ、点ウの距離、要望理由等としてございますが、申請者からの要望距離は、表のとおり、以前のとおりでございます。

このように、申請者から継続して保護区域の設定要望がありますことから、事務局といたしましては、当該漁業の保護のため、長年、漁場で操業秩序が維持され、定着している保護区域を引き続き設定することが適当であると考えております。

それでは、1ページを御覧願います。委員会指示案でございます。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における定置漁業の保護区域を次のとおり設定する。

日付につきましては、本日御承認いただければ、漁業権の免許日に合わせて令和8年5月1日を予定しております。会長名でお出しいたします。

指示の内容でございますが、1 保護区域 次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域、以下の、ア線、イ線、ウ線、エ線、それから、点ア、点イ、点ウ、点エ、につきましても、模式図でお示ししたとおりでございます。漁場別の距離は、下の表のとおりで、こちらも現行どおりでございます。

2 保護区域内における漁業の制限でございますが、保護区域内においては、定置漁業に対し著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない、として、これも現行どおりでございます。

以上が、委員会指示案でございますが、この指示案につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いをいたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上となります。

#### 互理会長

ただ今、第3号議案について、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の発声)

#### 互理会長

御意見等がなければ、お諮りします。第3号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

はい、ありがとうございます。

全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

---

第3号議案終了

---

#### 互理会長

続きまして、第4号議案「定置漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

#### 藤原事務局次長

引き続き、事務局藤原から御説明させていただきます。それでは、第4号議案について御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願います。これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第4号議案、定置漁業のいか釣り漁業操業禁止区域の設定に関する委員会指示について、要旨、令和8年5月1日付けで漁業権の免許が予定されている定置漁業について、当該漁業を保護するため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、いか釣り漁業の操業禁止区域

を設定しようとするものでございます。委員会指示を発動する根拠法令となる漁業法につきましては、第3号議案で説明したものと同様なので説明は省略いたします。

いか釣り漁業につきましては、夜間操業する場合に集魚灯を使用いたしますことから、その操業が定置漁業に影響を与えないよう、先ほど御審議いただきました第3号議案の保護区域に接続して、更に沖側に操業禁止区域を設けるものでございます。

最初に5ページを御覧願います。いか釣り漁業の操業禁止区域の模式図をお示しております。先ほどの第3号議案で御審議いただいた保護区域を薄い網がけでお示しておりますが、沖側のウ線、そのウ線から更に沖側にエ線を設定し、これによって囲まれた濃い網がけ部分について、夜間に操業するいか釣り漁業の操業禁止区域として設定するものでございます。

6ページを御覧ください。いか釣り漁業の操業禁止区域設定に至った経緯等につきまして示してございますが、平成7年全国いか釣り協議会が、集魚灯の光力の上限値を180キロワットとすることを決議しました。当時岩手県ではいか釣り漁業の電気設備に係る制限は30キロワット以下としており、平成10年8月26日に岩手県沿岸漁船漁業組合から岩手県知事に対し、上限を180キロワットに引き上げるよう要望書が提出されました。同日に岩手県定置漁業協会から当委員会に対し、いか釣り漁業の集魚灯の光力アップに伴い、定置の身網から半径1,000メートル以内をいか釣り漁業操業禁止区域の設定要望が提出されました。

平成11年岩手県漁業調整規則の一部改正があり、いか釣り漁業の電気設備に係る制限(30キロワット以下)を削除したのち、岩手県定置漁業協会と岩手県沿岸漁船漁業組合が合同役員会を開催、定置の身網から沖合500メートル以内を操業禁止区域とすることに合意しました。

以降、定置漁業等の漁業権が切替わる都度、あるいは知事許可の小型定置漁業が更新される都度、両団体の意向を確認しながら委員会指示を発動してきているところでございます。

今般、定置漁業の令和8年5月1日付で定置漁業の免許が予定されていることから、岩手県定置漁業協会と岩手県沿岸漁船漁業組合から、改めて、いか釣り漁業の操業禁止区域設定の意向を確認しております。

2ページを御覧願います。岩手県定置漁業協会からの文書の写しでございますが、この文書には、次の3ページの岩手県沿岸漁船漁業組合からの異議のない旨の意見を添えて、前回同様、操業禁止区域を継続して設定するよう要望する旨の内容となっております。

4ページを御覧願います。4ページには岩手県沿岸漁船漁業組合から、提出いただいた文書の写しでは、操業禁止区域の設定に特に意見はないことの内容となっております。

以上のとおり、いか釣り漁業の操業区域について、岩手県定置漁業協会から継続した設定要望があり、関係団体との調整も図られておりますことから、事務局といたしましては、漁場周辺でのいか釣り漁業による影響を緩和して定置漁業の保護を図るため、引き続き、

夜間に操業するいか釣り漁業の操業禁止区域を設定することが適当であると考えております。

それでは、委員会指示案を御説明いたしますので、1ページを御覧願います。

読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、岩手県の地先海面における動力漁船を使用するいか釣り漁業の操業について、次のとおり禁止する。日付につきましては、本日御承認いただければ、令和8年5月1日を予定しております。会長名でお出します。

指示の内容でございますが、1、操業禁止区域として、次の直線ア線、イ線、ウ線及びエ線によって囲まれた区域。以下のア線からエ線、それから点アから点エにつきましては、第3号議案と先ほど模式図で御説明したとおりでございます。

漁場別の距離は、下にお示ししております表のとおりで、表の構成とすれば、先ほどの第3号議案の保護区域の表中に点エが追加されているだけでございます。この点エの距離は、500メートルとなっております。2、操業禁止区域内における操業禁止時間は、日没から日の出までの間を禁止としてございます。

以上が、委員会指示案でございますが、この指示案につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。御審議のほど、よろしく願います。以上です。

#### 亘理会長

ただ今、第4号議案について、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(「異議ありません」の発声)

#### 亘理会長

御意見等がなければ、お諮りします。第4号議案について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

---

第4号議案終了

#### 亘理会長

次に「その他」に移ります。委員の皆様から、委員会で共有したい情報などは、ございませんか。

(「ありません」の発声)

**亙理会長**

はい、県から情報提供はございませんか。

**藤原漁業調整課長**

ございません。

**亙理会長**

はい、ありがとうございます。事務局からは何かありませんか。

**遠藤事務局長**

それでは、事務局から御連絡いたします。

次回の委員会は、5月27日水曜日、午後1時30分から、この会場、岩手県水産会館5階大会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

**亙理会長**

はい、ありがとうございます。それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。皆様、御苦勞様でございました。ありがとうございます。

---

終了（午前11時18分）

---